

第 7 2 0 号
平成26年 7 月 10 日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	21	1
規 則	番号	頁数
・生活保護法施行細則の一部を改正する規則	18	4
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	189	19
・放置自転車等の保管について	190	19
・放置自転車等の保管について	191	20
・放置自転車等の保管について	192	20
・放置自転車等の保管について	193	20
・放置自転車等の保管について	194	21
・放置自転車等の保管について	195	21
・放置自転車等の保管について	196	22
・放置自転車等の保管について	197	22
・放置自転車等の保管について	198	22
・放置自転車等の保管について	199	23
・公示送達について	200	23
・放置自転車等の保管について	201	23
・公示送達について	202	24
・放置自転車等の保管について	203	24
・放置自転車等の保管について	204	24
・放置自転車等の保管について	205	25
・放置自転車等の保管について	206	25
・放置自転車等の保管について	207	26
・放置自転車等の保管について	208	26
・放置自転車等の保管について	209	26
・放置自転車等の保管について	210	27
・放置自転車等の保管について	211	27
・公示送達について	212	28
・放置自転車等の保管について	213	28
・放置自転車等の保管について	214	28
・放置自転車等の保管について	215	29
・放置自転車等の保管について	216	29
公 告	番号	頁数

・大和都市計画生産緑地地区の変更に係る縦覧について	19	29
・農用地利用集積計画について	20	30
・公募型プロポーザルについて	21	30
・一般競争入札について	22	38
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	8	42
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	8	42
選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市農業委員会委員選挙の期日について	9	42
・天理市農業委員会委員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について	10	42
・天理市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙の様式について	11	42
・天理市農業委員会委員選挙における投票所の場所について	12	43
・天理市農業委員会委員選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	13	43
・開票事務と選挙会事務の合同について	14	44
・選挙会の場所等	15	44
・天理市農業委員会委員選挙における期日前投票所の場所について	16	44
・天理市農業委員会委員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	17	44
・天理市農業委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時の変更について	18	44
公営企業	番号	頁数
・平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	16	44
・平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	17	45
・平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	18	45

条 例

(平成26年 6 月27日 掲示済)

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 6 月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(天理市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

3輪のもの 年額3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

第82条第2号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条の3から第21条の5までを削り、附則第21条の6を附則第21条の3とする。

(天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成25年9月天理市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「附則第3条第1項」の前に「附則第20条の4第5項第3号(「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。)及び第21条の2の改正規定並びに」を加え、同条第4号中「改正規定」の次に「(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第3条第3項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定並びに附則第21条の3から第21条の5までを削り、附則第21条の6を附則第21条の3とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第34条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業

年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月天理市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

規 則

(平成26年6月30日揭示済)

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第18号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成13年3月天理市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項及び第9項」に改める。

第8条に次の2項を加える。

- 2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知書（様式第25号）により行うものとする。
- 3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告依頼書（様式第26号）により行うものとする。

第9条中「様式第25号」を「様式第27号」に改める。

第10条中「様式第26号」を「様式第28号」に改める。

第11条中「様式第27号」を「様式第29号」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(就労自立給付金申請書)

第12条 生活保護法施行規則第18条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給の申請の様式は、就労自立給付金申請書(様式第30号)とする。

(就労自立給付金決定通知書)

第13条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書(様式第31号)により通知するものとする。

(徴収金等支払申出書)

第14条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出の様式は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第32号)とする。

様式第1号を次のように改める。

平成26年7月10日 火曜日

天理市公報

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 (第4条関係)

同意書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・氏名及び住所又は居所
- ・資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- ・健康状態
- ・他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

住 所						
氏 名	性別	続柄	生年月日	印	備 考	

天理市社会福祉事務所長 様

平成26年7月10日 火曜日

天理市公報

様式第19号中「受診日時」を「受診期限」に、「 年 月 日 時 分から」を「 年 月 日まで」に、「第28条第4項」を「第28条第5項」に改める。
様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

様式第23号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当福祉事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

（参考）生活保護法

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三 （略）

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 （略）

（参考2）生活保護法施行令

第2条の2 法29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第24号 (第8条関係)

扶 養 届 書

天理市社会福祉事務所長 様

年 月 日

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ⑨

電話番号 _____ 続柄 _____

緊急の場合連絡 (してほしい・必要としない)

氏名 _____ に対する扶養について、次のとおり回答します。

1. 精神的な支援について

※精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問・電話・手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等金銭的な援助以外の対象者への関わりのことを言います。

精神的な支援の可否	可 ・ 不 可
支援の開始時期	年 月 から ・ 既に行っている
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (TEL _____)

2. 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可・不可 (理由: _____)
援助の開始時期	年 月 から ・ 既に行っている
扶養の方法・程度	①金銭により毎月(年) _____ 円送付する。 ②物品により毎月(年) _____ を _____ 程度送付する。 ③氏名 _____ を引き取る。 ④その他 _____

3. 健康保険扶養について (加入の保険が国民健康保険である場合は記載不要)

※会社員の健康保険は扶養家族の人数によって直接保険料が変わる事はありません。

(氏名 _____) について被扶養者として
認定されている・認定されていない・認定手続きをとるつもり

4. 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況

氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤務先	平均月収
	本人				

氏名 _____ について

①税法上の扶養控除を受けている はい ・ いいえ

②会社等から家族手当を受けている はい ・ いいえ

(2) 資産の状況

有・無	①家屋	m ² (坪)	②宅地	m ² (坪)
	③田畑	m ² (坪)	④山林等	m ² (坪)

(3) 負債の状況

有・無	負債の内容	返済日(年)額	返済終了予定
		円	年 月
	その他		

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

平成26年 7月10日 火曜日

天理市公報

様式第27号を様式第29号とし、様式第26号を様式第28号とし、様式第25号を様式第27号とし、様式第24号の次に次の2様式を加える。

様式第25号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの 当たる さんに対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏名	
保護の開始の申請があった日	

(参考)

- 生活保護法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 第2項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 生活保護法第24条第8項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 民法第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- 第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第26号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの 〇〇〇 さんに当たる 〇〇〇 さん（住所 〇〇〇）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、〇〇〇 年 〇 月 〇 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者 〇〇〇)

(参考)

- | | |
|-------------------|--|
| 生活保護法第4条第1項 | 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。 |
| 第2項 | 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。 |
| 生活保護法第28条第2項 | 保護の実施機関は、保護の決定若しくは第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。 |
| 民法第877条第1項
第2項 | 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。 |

平成26年7月10日 火曜日

天理市公報

様式第29号の次に次の3様式を加える。

様式第30号 (第12条関係)

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所
氏名

㊟

天理市社会福祉事務所長 様

様式第31号 (第13条関係)

第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したことから通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として (訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

様式第32号（第14条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること。

年 月 日

住所

氏名

㊟

天理市社会福祉事務所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知に
よる法第78条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

告 示

(平成26年6月6日揭示済)

天理市告示第189号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年6月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月6日から平成26年8月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年6月6日揭示済)

天理市告示第190号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年6月6日
- 3 移動対象区域
天理市嘉幡町317番地2先放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月6日から平成26年8月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成26年6月9日掲示済)

天理市告示第191号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月9日から平成26年8月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月10日掲示済)

天理市告示第192号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月10日から平成26年8月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月11日掲示済)

天理市告示第193号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成26年6月11日
 - 3 移動対象区域
天理市指柳町164番地先放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月11日から平成26年8月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月11日揭示済)

天理市告示第194号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月11日
 - 3 移動対象区域
天理市柳本町918番地3先放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月11日から平成26年8月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月12日揭示済)

天理市告示第195号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月12日から平成26年8月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 6 月 13 日 掲示済)

天理市告示第196号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月 13 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 6 月 13 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 6 月 13 日から平成26年 8 月 11 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 6 月 13 日 掲示済)

天理市告示第197号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月 13 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 6 月 13 日
 - 3 移動対象区域
天理市勾田町 6 9 番地 3 先放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 6 月 13 日から平成26年 8 月 11 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 6 月 16 日 掲示済)

天理市告示第198号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月 16 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 6 月 16 日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年6月16日から平成26年8月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年6月17日揭示済)

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年6月17日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年6月17日から平成26年8月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年6月18日揭示済)

天理市告示第200号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法第78条における地方税法第20条の2の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

尚、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年6月18日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年6月18日揭示済)

天理市告示第201号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成26年6月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月18日から平成26年8月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月19日揭示済)

天理市告示第202号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年6月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年6月19日揭示済)

天理市告示第203号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月19日から平成26年8月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月20日揭示済)

天理市告示第204号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月20日から平成26年8月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月23日揭示済)

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月23日から平成26年8月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月24日揭示済)

天理市告示第206号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年6月24日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月24日から平成26年8月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 6 月24日 掲示済)

天理市告示第207号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 6 月24日
 - 3 移動対象区域
天理市守目堂町95番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 6 月24日から平成26年 8 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 6 月25日 掲示済)

天理市告示第208号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 6 月25日
 - 3 移動対象区域
天理市杉本町 3 2 9 番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 6 月25日から平成26年 8 月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 6 月26日 掲示済)

天理市告示第209号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 6 月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成26年6月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月26日から平成26年8月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月27日揭示済)

天理市告示第210号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月27日から平成26年8月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月30日揭示済)

天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月30日から平成26年8月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 1 日 掲示済)

天理市告示第212号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 7 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 7 月 1 日 掲示済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 7 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 7 月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 7 月 1 日から平成26年 8 月 29 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 7 月 1 日 掲示済)

天理市告示第214号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 7 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成26年 6 月 30 日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 7 月 1 日から平成26年12月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年7月2日揭示済)

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年7月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年7月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年7月2日から平成26年8月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年7月3日揭示済)

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年7月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年7月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年7月3日から平成26年8月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成26年6月12日揭示済)

天理市公告第19号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成26年6月12日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画生産緑地地区

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域
天理市別所町、田町の一部
3. 都市計画の案の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内
4. 都市計画の案の縦覧期日
平成26年6月12日から6月26日まで
5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成26年6月26日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

(平成26年6月13日揭示済)

天理市公告第20号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成26年6月13日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成26年7月2日揭示済)

天理市公告第21号

天理駅前広場休憩施設整備・運営事業にかかる事業者募集を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成26年7月2日

天理市長 並 河 健

1. 趣旨

天理市（以下「市」という。）は、駅前広場等空間整備事業（以下「空間整備事業」という。）に着手しています。この事業は、過去に整備された広大なオープンスペースが活かしていない駅前広場を、「産業・観光振興」、「にぎわいづくり」、「文化・音楽発信」を3本柱に、市のにぎわい拠点に再整備しようとするものであり、平成29年4月のグランドオープンに向け事業を進めています。

整備の方向性については、平成26年4月から市民、関係団体、専門家、行政で組織する街づくり協議会で検討しています。空間デザインについては、現在、公募により選ばれたデザイナー（デザインオフィスnendo 代表：佐藤オオキ）からの提案を基に、街づくり協議会でデザイン案を調整中ですが、屋根付き音楽ステージ、水辺空間や子供が自由に遊べる空間の整備のほか、市民や訪問者がゆったりと時間を過ごし休憩できる場（カフェなどの休憩施設等）や周遊観光拠点の整備を予定しています。

天理駅前広場休憩施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）は、空間整備事業の一部として位置づけられ、にぎわい空間の創出、産業・観光振興、地域経済の活性化を図るものです。本事業では、施設整備・運営に民間資本や豊富な経営ノウハウを活用する趣旨から、今回、事業者を決定するに当たり広く民間から事業提案を求めるものです。

2. 事業の概要

(1) 事業内容

① 事業名

天理駅前広場休憩施設整備・運営事業

② 事業の目的

ア) 市内外から駅前広場を訪れる方がゆったりと時間を過ごせるよう、軽飲食の提供を伴う休憩施設を整備します。この施設は駅前広場に求められる機能のうち、待合い・集う機能、周遊観光拠点機能を担う施設とすることを想定しており、市民及び来訪者への多様なサービスを提供し、駅前広場のにぎわい空間を創出する役割を担うものです。

イ) 本施設が駅前広場の対外認知度を高め集客数が増えることにより、来訪者を市内各観光スポットへ送り出すための情報提供が可能となり、観光振興、地域経済の活性化に貢献することが期待されます。

③ 事業実施の基本方針

ア) 施設・サービスの品質向上への取組

イ) 安定的な経営の実現

ウ) 地域資源の活用

エ) 駅前広場全体景観との調和

④ 事業スケジュール (予定)

【事業スケジュール予定】

内容	スケジュール
事業者募集要領の公表	平成26年 7 月 2 日
事業者決定	平成26年 8 月中旬
空間整備デザイン確定	平成26年 8 月中旬
躯体設計 (市)	平成26年11月～平成27年 6 月
駅前広場南ゾーン整備工事 (市)	平成28年 2 月～平成29年 2 月
内装工事 (事業者)	平成28年11月～平成29年 1 月
駅前広場グランドオープン	平成29年 4 月
開業予定	平成29年 4 月
施設運営期間	平成29年 4 月～平成36年 3 月 (7 年間)

※ 駅前広場南ゾーン整備工事の進捗により、グランドオープンまたは一部開業が前後する場合がありますが、市は補償及び損害賠償は致しません。あらかじめご了承ください。

(2) 事業方式

① 事業方式

本事業の事業者は、「公募型プロポーザル方式」で選定するものとし、事業者は、天理駅前広場南ゾーンにおいて整備・運営する休憩施設を提案するものとします。

事業者は、街づくり協議会で決定される駅前広場空間デザインに基づき、休憩施設の設備二次側以降の設計・整備（内装工事等）を行い、施設完成後、市へ引渡すと同時に、所有権を市へ無償譲渡（家具、什器備品等を除く）します（無償譲渡に伴う施設賃借料の取扱いについては、(5)②を参照 5 ページ）。所有権移転後は、契約終了時まで維持管理及び運営業務を独立採算方式により行うものとします。なお、事業期間終了後の本事業継続については、市と事業者との合意のもと、契約延長することを可能とします。

【休憩施設整備区分表】

区分	項目	地業	躯体	外装	設備		建具	内装	家具什器備品
					一次側	二次側			
費用	初期整備	市	市	市	市	事業者	事業者	事業者	事業者
	維持管理	市	市	市	市	事業者	事業者	事業者	事業者
デザイン		市	市	市	市	事業者	事業者	事業者	事業者
所有権		市	市	市	市	市	市	市	事業者

設備一次側：配線、配管等

設備二次側：照明、手洗い等

② 事業内容

事業者は、本事業の目的・趣旨を十分に踏まえ、市との協議により、休憩施設の設備二次側以降の設計及び整備（内装工事等）、運営、維持管理の業務を行うものとします。

【事業内容表】

項目	内容
ア) 休憩施設の設備二次側以降の設計・整備（内装工事）及びその関連業務	<p>a) 休憩施設には「軽飲食施設」は必ず配置し、事業者の意思により、本事業の趣旨・目的の範囲内において、「その他施設」や機能を組み合わせることも提案できます。その際、間仕切りによる2店舗の運営やテナント型店舗の併設も可としますが、棟数、階層、建物位置については変更できません。なお、配布資料レイアウト図等において、カフェ及びサイクルショップが記載されていますが、記載内容にはこだわらず自由に提案してください。（(10)施設の管理運営に関する条件②ウ）を参照 7 ページ）</p> <p>b) 休憩施設の床面積はバックヤードを含め102坪（配布資料レイアウト図赤線枠内）を想定していますが、提案により120坪程度まで拡大することは可とします。提案内容が102坪に満たない場合は、施設規模を変更するのではなく、残スペースを待合スペースとして提案すること等を提案してください。</p> <p>c) 設計、整備にあたっては、利用者の安全性と利便性に配慮するとともに、街づくり協議会にて決定される駅前空間デザインに基づいて実施してください（内装を除く）。なお、事業者は街づくり協議会に出席し、空間デザインに対する意向を伝えることができます。</p>
イ) 事業期間中の当該施設の運営業務	<p>d) 「軽飲食施設」では、天理市内を中心とした地元食材を使用したメニューを加えるなど、周辺飲食施設との差別化を図ってください。</p>

	<p>e) 「その他施設」としてテナント型を併設する場合は、事業期間中同一店舗で営業が継続されるよう努力することとし、事業期間中に店舗が変わる場合は、業種等について事前に天理市と協議し承認を得ることが必要です。</p> <p>f) 「その他施設」の営業内容は、周辺事業者との差別化を図ってください。</p>
ウ) 事業期間中の天理市が指定する施設の維持管理業務	<p>g) 休憩施設について、責任にある維持管理を行ってください。</p> <p>※休憩施設を除く駅前広場については、市が維持管理（別途、指定管理者を指定する）を行います。</p>
エ) 事業期間中の施設・設備の補修・修繕	<p>h) 所有権にはかかわらず、初期整備の区分に従い、補修・修繕を行うことを原則とします。事業者は、設備二次側、建具、内装、家具・什器備品の補修修繕を行ってください。</p>

③ 維持管理経費の負担

電気、ガス、電話(通信設備含む)、上下水道、廃棄物処理にかかる料金は、毎月の使用量により計算して算出した額を事業者が負担するものとします。

(3) 主なスケジュール (予定)

- ① 募集要領の公表 (公告) 平成26年 7月 2日 (水)
- ② 応募書類の受付 平成26年 7月28日 (月) ～ 8月 4日 (月)
- ③ 事業者の選定 平成26年 8月中旬
- ④ 基本協定の締結 平成26年 8月中旬
- ⑤ 街づくり協議会への出席 平成26年 8月22日 (金)
- ⑥ 事業契約 平成27年 7月

(4) 提案募集区域の概要

- ① 事業場所：天理駅前広場 (奈良県天理市川原城町803番地)
- ② 総面積：18,400㎡
- ③ 対象施設整備予定地敷地面積：約500㎡ (配布資料参照)
- ④ 敷地状況：天理駅前広場の敷地所有者は、天理市、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社及び天理教維持財団となっています。本事業実施についての土地所有者の承諾は、市が責任をもって得ます。なお、事業者は市と事業契約及び施設賃貸借契約を締結することとなり、土地所有者との関係は、一切、市が責任を負います。

(5) 休憩施設の賃借料 (事業者の提案項目)

- ① 施設賃借料の提案下限は1ヵ月5千円/坪 (単価) とし、単価に賃借面積を乗じた年額で提案してください。提案に際しての賃借面積の考え方は、店内スペースとしてバックヤードを含めた配布資料平面図の赤線枠内とします。配布資料では102坪となっていますが、事業提案される床面積で算出してください。なお、賃借期間は7年間とし、納付方法は別途協議いたします。
- ② 施設賃借料の年額は、事業者の提案をもとに市と協議し決定します。その際、事業者の提案額から市に無償譲渡するものに関する初期投資 (国等の交付金を活用した場合は、交付金を控除した自己投資のみを賃借期間で除した額) を控除するものとします。ただし、控除額は賃借料を限度とします。

(6) 駐車場の整備

既設駐車場として、駅前広場内コインパーキング (7台) 及び駅前広場東側に天理市開発公社経営の立体駐車場 (3階4層 289台) がありますが、今回の空間整備事業に伴い、駅前広場内に新たに駐車場 (10～15台程度) を整備する予定です。

事業者の提案 (意向) も参考に街づくり協議会で整備内容を検討し、位置及び規模等を最終決定します。なお、整備工事は市の負担で市が行います。

(7) 備品等の処分費用 (施設運営終了時)

市に無償譲渡された設備 (躯体と一体化したもの) を除いて、事業者負担で撤去してください。なお、市との協議により、家具、什器備品を市へ有償譲渡することができます。

(8) 施設整備の諸条件

① 給水、排水、電気、ガス等

ア) 給水は、広場内に口径50mmの引き込みがあり、口径25mmの分岐にて休憩施設まで市の負担で整備します。

イ) 汚水排水は、駅前広場南側の市道にある本管への排水となりますが、本管から休憩施設までの接続は市の負担で整備します。

ウ) 電気については、休憩施設までの引き込みを市の負担で整備します。

エ) 電話については、休憩施設までのNTT回線の引き込みを市の負担で整備します。

オ) ガスについては、駅前広場南側の市道（北側歩道敷き）に埋設されている大阪ガス（株）管からの引き込みが可能ですので、休憩施設まで市の負担で整備します。

カ) エアコンなど空調設備について、事業者負担で整備してください。

② その他一般事項

ア) 休憩施設の内装工事については、建築基準法やその他関係法令等に適合する仕様、仕上としてください。

イ) 休憩施設の内装は、別添空間デザイン提案（配布資料）を参考に広場全体の外観と調和したものとしてください。内装工事は、施工時期及び工事監理について、市が行う躯体工事及びデザインオフィスnendoと十分調整してください。

ウ) 休憩施設の案内サインや看板等については、全体として統一感のあるものとなるよう配慮するとともに、奈良県屋外広告物条例（昭和35年4月奈良県条例第17号）及び天理市屋外広告物の設置許可等に関する規則（平成14年3月天理市規則第13号）を遵守してください。

エ) 休憩施設は、提示する平面図及び断面図をもとに提案するものとし、床面積は120坪（配布資料レイアウト図及び平面図 図面赤線枠内）まで拡大することは可能ですが、棟数、階層及び建物位置は変更できません。バックヤードについては、面積を変えない範囲での配置等の変更は提案可能です。

オ) 施設はユニバーサルデザインに十分配慮し、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう計画してください。

キ) 従業員用駐車場は、事業者の責任で準備してください。（市開発公社経営の立体駐車場を定期利用すること等も可能）

(9) 工事等の条件

① 内装工事に伴う設計、工事及びそれらに付随する届出、管理等一切の業務は事業者の責任及び負担で行ってください。なお、設計、工事に関しては、市との協議により決定することになりますので、提案内容を調整させていただく場合があります。

② 工事や工事車両の通行には市の承諾が必要です。工事車両の搬入経路を含む工事区域では、通行者等の安全には細心の注意を払い、市の指導の下、適切な措置を講じてください。工事車両の進入路の確保及び広場内通行は、市と協議により決定することとなります。

(10) 施設の管理運営に関する条件

① 軽飲食施設【必須施設】

ア) 関係法令を遵守し、事業に必要な行政協議等は事業者が自ら行ってください。

イ) 営業日は通年としますが、定休日をつける場合は、土曜日、日曜日及び休日以外の日としてください。また、営業時間は、午前11時から午後8時までを最小限として提案することとし、さらに、季節や休日等による営業時間の弾力的運用を想定している場合は、本提案に含めてください。なお、実際の運営にあたっては、市との協議が必要となります。

ウ) 休憩施設周辺の敷地について、市の管理許可を受けた場合は、屋外席等（オープンカフェ）として利用することができます。利用する時間帯や管理方法については、市との協議が必要となります。

エ) 提供する飲食物の価格設定に関しての上限は設けませんが、利用しやすい料金設定をしてください。なお、調理は簡易な調理に限るものではありませんので、厨房を備えた施設も提案可能です。

② その他施設【事業者任意提案施設】

ア) できるだけ多くの方が利用できるよう運営としてください。

イ) 料金を徴収する場合は、社会通念上適当と認められる金額で設定してください。

ウ) 提案空間デザインにおいて、サイクルショップが記載されていますが、必ずしも併設機能はサイクルショップに限られません。仮に軽飲食以外の要素を加える場合には、既存施設の活用、周遊観光・発信等への寄与の観点から、自由に提案ください。

③ ソフト事業

・天理駅前広場のにぎわい創出を目的としたイベント等のソフト事業については、定期開催・不定期開催にかかわらず、積極的に提案してください。この場合、開催時期・回数やターゲット、料金設定について具体的に提案してください。なお、事業実施にあたっては、市と協議が必要となります。

(11) リスク分担

① 基本的な考え方

本事業は、選定事業者による継続的、安定的なサービスの提供を目指すものであり、「リスクを最も適切に管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、市及び事業者が適正に責任を分担することとします。

② 予想されるリスク及び責任分担

市及び事業者のリスク及び責任分担は原則として、配布資料「リスク分担表」のとおりですが、責任分担の程度や具体的な内容については事業契約書に定めることとします。

③ 保険の付保

事業者は、市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとします。

3. 事業者の募集に関する事項

(1) 事業者選定の方法

本事業は、長期間にわたり効率的、効果的なサービスを提供すること、また、本施設に係る内装等の設計、工事、事業運営、維持管理までの各業務を一括して事業者が行うことから、事業者の能力、ノウハウを総合的に評価して選定することが必要となります。そのため、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」とします。応募者の資格を確認後、応募者から提出された事業提案書類を審査委員会において審査し、最優秀提案事業者を決定します

(2) 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 参加表明書提出日から委託候補者選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者
- ⑦ 参加表明書提出日において、応募者が今回提案する軽飲食施設と同様の施設を3年以上継続して営業していること。
- ⑧ 県内に事務所又は事業所を置く法人であること。

(3) 選定スケジュール

事業者の主な選定スケジュールは以下のとおりです。

【選定スケジュール表】

内容	期間等
実施要領の公表（公告）	平成26年7月2日（水） 天理市公式ホームページ上で公開します。
参加表明書の提出期間	平成26年7月2日（水）から 平成26年7月15日（火）まで
質問受付期間 （質問は参加表明者に限る。）	平成26年7月2日（水）から 平成26年7月15日（火）17時まで ※回答：平成26年7月22日（火）天理市公式ホームページに掲載
提案書等の提出期間	平成26年7月28日（月）から 平成26年8月4日（月）まで
第一次審査 （書類審査）	平成26年8月7日（木） ※提案者が3社を超える場合に実施し、第二次審査の対象とする参加事業者3社を選定します。
第一次審査結果通知	平成26年8月8日（金）
第二次審査 （ヒヤリング審査）	平成26年8月中旬 ※第一次審査通過者に第二次審査の案内を通知します。
事業予定者選定結果通知	平成26年8月中旬

(4) 参加表明書の提出

- ① 提出期限
平成26年7月15日（火）当日必着
- ② 提出方法
提出は、持参・郵送（書留郵便に限る）・宅配便の方法により提出してください。なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとします。
- ③ 提出先
「7. 担当部署」へ提出してください。
- ④ 提出書類
ア) 参加表明書（様式1）1部
イ) 事業者概要（様式2）1部

- ウ) 会社概要など事業者の概要がわかるパンフレット等 1部
- (5) 質問受付及び回答
- ① 受付期限
平成26年7月15日(火)17時必着
 - ② 受付方法
質問書は、文書(様式自由)にてファックス又は電子メールで「7. 担当部署」へ提出してください。
 - ③ 回答方法
寄せられたすべての質問とそれに対する回答を、平成26年7月22日(火)に天理市公式ホームページに掲載します。
- (6) 提案書等の提出
- ① 提出期間
平成26年7月28日(月)から平成26年8月4日(月)まで
 - ② 提出方法
提出は、持参・郵送(書留郵便に限る)・宅配便の方法により提出してください。なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとします。
 - ③ 提出先
「7. 担当部署」へ提出してください。
 - ④ 提出書類及び部数
 - ・提出書類は日本語で作成してください。
 - ・体裁は用紙A4判片面または両面印刷を原則としますが、A3判による折り込みも可とします。文字数、文字サイズ等の書式は指定しません。イ)～ク)をクリップ止めしたものを9部作成し、ア)を添付の上、提出してください。

ア) 提案書表紙(様式3)1部

イ) 本事業実施体制(様式4)9部

ウ) 提案書:任意様式 9部

※休憩施設事業計画(必須提案)、ソフト事業計画(任意提案)

エ) 休憩施設収支計画書(7年間):任意様式 9部

オ) 施設オープンまでの事業スケジュール:任意様式 9部

カ) 施設賃借料見積書(消費税及び地方消費税を含む):任意様式 9部

※施設賃借料を年額で提案すること。

キ) 内装デザイン提案パース及び平面図 9部

※提案パースはA3サイズとするが、枚数、カット割りは指定しない。

※レイアウト図のみの対応も可とする。

ク) 事業者に関する以下の書類 9部

(商業登記簿謄本及び印鑑証明は本書1部、写し8部とします)

 - ・商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明(直近3カ月以内のもの)
 - ・定款、寄付行為その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
 - ・決算書等(連結及び単独、過去3事業年度分)
 - ・店舗実績

ケ) 上記ウ及びキの電子データ(PDF形式)1部
- (7) 提案について
- 本提案は、本業務の事業者を選定するために必要な提案を求めるものであり、提案書等では、休憩施設の整備運営の基本的な考え方や実施体制、内装デザイン及び事業者PRポイント等についての記載を求めます。また、駐車場整備に関する考え方及び休憩施設運営に関連を持つ範囲でのソフト事業の提案も認めますので、積極的に提案してください。
- 提案については「(10) 配布資料 12ページ」に加えて提案者の独自の調査研究により、本業務に関する関連事情を十分理解した上で提案書が作成されることを期待しており、事業者には特に次のことを望むものです。
- ① 空間整備事業全体との調整を図る必要性から、提案者には市及び空間デザイナーとの連絡・調整を密にできる体制と優れたフットワークを有すること。
 - ② 空間整備事業の趣旨等を理解し、創意工夫あふれる提案を積極的にされること。
(周遊観光機能の強化等の付加価値があれば選定において加点対象とします。)
 - ③ 空間デザインとの調和に努めた提案をされること。
 - ④ 休憩施設における事業は、周辺事業者との差別化に努めた提案をされること。
- (8) 参加事業者の失格
- 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 施設賃借料の提案が提案下限額を下回る場合
 - ② 参加資格を満たさなくなった場合
 - ③ 提案内容等に虚偽の記載をした場合
 - ④ 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合
 - ⑤ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (9) その他留意事項
- ① 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、提案書等を提出できないものとします。
 - ② 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
 - ③ 書類提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めません。また、提出された提案書等は返却しません。
 - ④ 提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開することがあります。
 - ⑤ 参加事業者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属しますが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。
 - ⑥ 市は、参加事業者からの提案に拘束を受けません。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知いたします。
 - ⑦ 一次審査結果通知と二次審査日程が近接すると思われまますので、日程確保にご留意ください。なお、二次審査日程は提案書提出時にお知らせいたします。
 - ⑧ 事業者（最優秀提案者）は、街づくり協議会へ可能な限り出席してください。なお、第4回街づくり協議会を平成26年8月22日で予定しています。あらかじめ日程確保をお願いします。
 - ⑨ 本業務についての具体的な業務実施については、提案書等の内容を尊重し、市と事業者で協議したうえで行っていただきます。
- (10) 配布資料
- 配布資料は以下のとおりであり、⑥及び⑦を除き、天理市公式ホームページからダウンロードすることができます。⑥及び⑦については、参加表明書の提出があり、プロポーザルの参加資格があると確認できたものに配布します。
- ① 天理駅前広場休憩施設整備・運営事業事業者募集要領（本要領）
 - ② リスク分担表
 - ③ 提案空間デザイン全体レイアウト図
 - ④ 提案空間デザインパス
 - ⑤ 提案空間デザイン模型写真 ※参加表明者は模型の閲覧ができます。
 - ⑥ 空間デザイン提案書抜粋（最優秀提案）【参加資格確認後の配布】
 - ⑦ 提案休憩施設平面図及び断面図【参加資格確認後の配布】
 - ⑧ 天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書（平成26年4月14日公表）
 - ⑨ 天理駅周辺地区街づくり協議会 会議資料抜粋（第1回及び第2回）
 - ⑩ 天理市都市計画マスタープラン（平成25年4月）

4. 事業者の選定に関する事項

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、別に定めるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で、以下の方法により最優秀提案者の選定を行います。本市は、最優秀提案者と交渉を行うものとし、辞退その他の理由で契約できない場合は、二次審査上位の者から順次、契約交渉ができるものとし、

① 一次審査（書類審査）

提出された提案書等について、審査委員会において上位3社を選定し、すべての提案者にその結果を文書通知します。なお、提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として扱います。

② 第二次審査（ヒヤリング審査）

第一次審査通過者によるヒヤリングを以下の要領で行い、最優秀提案者を選定し、一次審査通過者全員に対し、その結果を通知します。

ア) 各社出席者は3名以内とします。

イ) 説明時間は、1社あたり1時間以内とします。（提案者のプレゼン30分、質疑応答30分を目安としてください。）なお、パソコンを用いる場合、パソコンは提案者が持参し説明できる準備を整えておいてください（プロジェクター及びスクリーンは市で準備します）。

ウ) ヒヤリング審査の詳細は該当者に別途通知します。

(2) 評価基準

以下の項目により評価を行います。

① 実施体制

② 提案内容

- ・本業務の方針、狙いに関する理解は十分であるか。また、それが事業内容に十分反映されているか。
- ・利用者像が明確であり、その集客方針が示されているか。
- ・提案内容に創意工夫が感じられるか。
- ・利用者が快適に過ごせる空間と業務内容となっているか。
- ・提案内容は実現性が高いか。
- ・経営の安定性はあるか。
- ・計画している事業は周辺事業者との差別化は図られているか。
- ・周辺事業者との協力や貢献が期待できるような工夫があるか。

③ 施設オープンまでの業務スケジュール

④ 内装デザイン提案パース及び平面図

- ・利便性・安全性が確保されているか。
- ・施設機能が確保され、空間と調和がとれているか。
- ・デザイン等が具体化されているか。
- ・事業計画等と整合しているか。

⑤ 施設賃借料提案額

⑥ ヒヤリング対応

(3) 審査結果の公表

審査委員会は非公開とし、第二次審査の結果についてのみ、市の公式ホームページにて公表します。

5. 基本協定等に関する事項

(1) 事業提案の内容修正

事業者が事業提案した内容は、これを確約するものではありません。必要に応じて修正等していただく場合があります。

(2) 契約手続

① 基本協定の締結

市は選定された事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結します。

② 事業契約の締結

基本協定締結後、選定された事業者からの提案に基づき、事業内容等について調整を行った後、市は事業者との間で事業契約を締結します。

(3) 契約にかかる費用

契約等に関する一切の受託者側の費用は、事業契約の有無にかかわらず事業者負担とします。

6. 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 事業推進に当たり国等の補助事業要件に該当する場合は、その活用を十分検討してください。

(2) 選定事業者が財政上（国等の補助）及び金融上の支援を受ける可能性がある場合、市は、支援を受けることができるよう努めます（国の補助を受けるにあたり地銀等の活用が要件となる場合があります）。なお、市は事業者に対する出資保証等の支援は行いません。

7. 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとします。

(1) 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業においては、予定された期日までに事業者により休憩施設の整備が行われ、また、事業期間中の維持管理及び運営業務が効果的・効率的かつ安定的・継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとします。基本的な考え方は以下のとおりですが、詳細は事業契約書で定めます。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は事業契約書の定めるところにより、たとえば長期間運営業務を実施できないなど、事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、または、その懸念が生じた場合、市は事業者に対してその改善を図ることを求めるものとし、改善が認められない場合、事業契約を解約することができ、もしくは解約せずに事業者の契約上の地位を市が選定した者に移転させることができるものとします。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとします。

② 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者は事業契約書の定めるところにより、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業契約を解約することができるものとします。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとします。

- ③ その他の事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力その他、市及び事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、市と事業者は、事業の継続の可否について協議を行うものとします。

8. 担当部署（問合せ先）

天理市市長公室総合政策課（担当：石原、吉本）
所在地：奈良県天理市川原城町605（天理市役所4階）
電話：0743-63-1001 内線464
ファックス：0743-62-5016
電子メール：sougou@city.tenri.nara.jp

（了）

（平成26年7月3日揭示済）

天理市公告第22号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年7月3日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工事名 丹波市幼稚園南棟雨漏り補修工事
(2) 工事場所 天理市丹波市町
(3) 工事概要 丹波市幼稚園南棟屋根雨漏り改修工事
防水工事
サンタックルーフRK工法 558.0㎡
仮設工事 1.0式
発生材処分 1.0式
フェンス門扉取替工事 1.0式

(4) 工期 平成26年9月26日まで

(5) 予定価格 11,631,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 10,454,400円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
④ 本市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において建築一式工事の格付がB等級に位置づけられている者であること。
⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること。

- ① 入札説明書 別表2の資格を有する者
② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (有)森馬建築都市創造設計
住所 天理市田井庄町523番地

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する

ものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

丹波市幼稚園 南棟雨漏り補修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年 7月 3日（木）から 平成26年 7月14日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年 7月 3日（木）から 平成26年 7月14日（月）まで
質問書の提出期限	平成26年 7月16日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 7月23日（水）
質問書への回答日	平成26年 7月23日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 7月28日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年 7月30日（水）
入札書到着期限日	平成26年 8月 5日（火） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成26年 8月 6日（水） 午前 9時30分
くじを行う場合の日時	平成26年 8月 6日（水） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表2)

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ③ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者（※）
※例 a. 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に8合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 b. 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者 c. 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者

教育委員会

(平成26年 6 月 30 日 掲 示 済)

天教告示第 8 号

平成26年 7 月 4 日 午 前 9 時 30 分 から 7 月 定 例 教 育 委 員 会 を 天 理 市 役 所 に 招 集 す る。

平成26年 6 月 30 日

天理市教育委員会
委員長 前川 喜太郎

農業委員会

(平成26年 6 月 26 日 掲 示 済)

天農委告示第 8 号

平成26年 7 月 7 日 午 後 2 時 から、下 記 事 項 を 付 議 す る た め 天 理 市 農 業 委 員 会 を 天 理 市 役 所 に 招 集 す る。

平成26年 6 月 26 日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請について
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 4 号 その他

① 市街化区域の専決処分について (報告)

選挙管理委員会

(平成26年 6 月 29 日 掲 示 済)

天選告示第 9 号

天理市農業委員会委員選挙を次のとおり行う。

平成26年 6 月 29 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

- 1 選挙の期日 平成26年 7 月 6 日
- 2 選挙すべき委員の数 13人

(平成26年 6 月 29 日 掲 示 済)

天選告示第10号

平成26年 7 月 6 日 執行の天理市農業委員会委員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成26年 6 月 29 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市杉本町375番地	木 口 宗 久	天理市柳本町2544番地	嶋 崎 博 康

(平成26年 6 月 29 日 掲 示 済)

天選告示第11号

平成26年 7 月 6 日 執行の天理市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成26年 6 月 29 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

<small>こうほ しゃし めい</small> 候補者氏名	注 意 一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。	天理市農業委員会委員選挙投票
		天理市選挙管理委員会之印

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色で印刷する。
- 2 天理市選挙管理委員会印は、刷り込み式とする。
- 3 投票用紙の大きさは、縦130ミリメートル、横80ミリメートルとする。

(平成26年 6月29日 掲示済)

天選告示第12号

平成26年 7月 6日 執行の天理市農業委員会委員選挙における投票所は、次の場所に設ける。

平成26年 6月29日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

投票区	投票所施設の名称	所在地
1	丹波市公民館	天理市丹波市町285番地2
2	前栽公民館	天理市杉本町351番地3
3	朝和公民館	天理市三昧田町460番地3
4	柳本公民館	天理市柳本町1127番地
5	櫛本公民館	天理市櫛本町2064番地2
6	福住公民館	天理市福住町2025番地

(平成26年 6月29日 掲示済)

天選告示第13号

平成26年 7月 6日 執行の天理市農業委員会委員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成26年6月29日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成26年6月29日揭示済)

天選告示第14号

平成26年7月6日執行の天理市農業委員会委員選挙の開票事務は、選挙会事務に併せて行う。
平成26年6月29日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(平成26年6月29日揭示済)

天選告示第15号

平成26年7月6日執行の天理市農業委員会委員選挙における開票事務と併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。
平成26年6月29日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所5階533AB会議室
- 2 日 時 平成26年7月6日 午後9時

(平成26年6月29日揭示済)

天選告示第16号

平成26年7月6日執行の天理市農業委員会委員選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。
平成26年6月29日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地天理市役所1階 131会議室

(平成26年6月29日揭示済)

天選告示第17号

平成26年7月6日執行の天理市農業委員会委員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成26年6月29日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成26年6月29日揭示済)

天選告示第18号

平成26年7月6日執行の天理市農業委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時を次のように変更する。
平成26年6月29日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- (変更前) 1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所5階533AB会議室
- 2 日時 平成26年7月6日 午後9時
- (変更後) 1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所5階533B会議室
- 2 日時 平成26年7月7日 午前9時00分

公営企業

(平成26年6月16日揭示済)

天理市上下水道局公告第16号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。
平成26年 6 月16日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 1 処理分区	田部町の一部

(平成26年 6 月27日 掲示済)

天理市上下水道局公告第17号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。
平成26年 6 月27日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第 8 処理分区	佐保庄町の一部

(平成26年 6 月27日 掲示済)

天理市上下水道局公告第18号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。
平成26年 6 月27日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 1 処理分区	別所町の一部